

新潟県条例第54号

にいがた食の安全・安心条例の一部を改正する条例

にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(出荷等の禁止) 第23条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第24条</u> の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合 (2) 農薬取締法 <u>第25条第1項</u> の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合 (3)・(4) （略）	(出荷等の禁止) 第23条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。 (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号） <u>第11条</u> の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合 (2) 農薬取締法 <u>第12条第1項</u> の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合 (3)・(4) （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。